

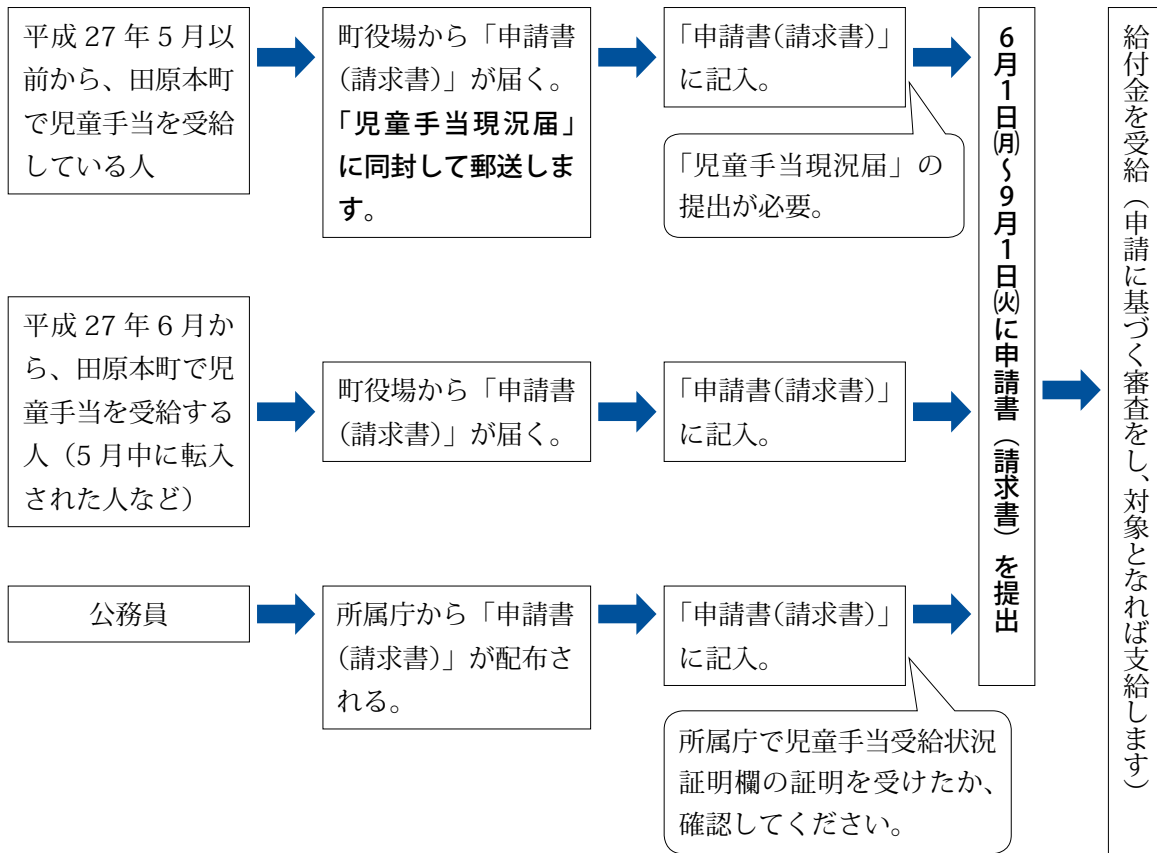


消費税率の引き上げによる影響を緩和するため

子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金のお知らせ

田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部 ☎ 33・9001、33・9002

子育て世帯臨時特例給付金の一般的な申請の流れ



消費税率の引き上げに際し、所得の低い人たちや、子育て世帯への臨時特例的な措置として「2つの給付金」を支給します。

※平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人については、両方とも受け取ることができます。その場合それぞれ申請が必要となります。

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者 平成27年6月分の児童手当を受給する人

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限限度額以上の人に、児童1人当たり月額5000円を支給しているもの)を受給する人は、対象となりません。

対象児童 支給対象者の平成27年度6月分の児童手当の対象となる児童(平成27年度児童手当現況届の手続きが必要です)

支給額 対象児童1人につき3000円(1回限り)

受付期間 6月1日(月)～9月1日(火)

申請手続き 申請書に必要事項を記入・押印のうえ申請してください。

別途添付書類が必要な場合があります。申請先は平成27年5月31日現在に住民登録されている市町村となります。

※公務員は、所属庁から申請書類が配布されます。(配布時期は所属庁で異なります。公務員児童手当受給状況証明欄に所属庁の証明がないものは受付できません)

臨時福祉給付金

支給対象者 平成27年度の住民税が課税されていない人

※ただし、課税されている人に扶養されている人、生活保護の受給者などは除きます。

支給額 1人につき6000円(1回限り)

申請手続き 申請先は平成27年1月1日現在に住民登録されている市町村となります。

※申請手続きについては、現在準備を進めています。

※申請の受付時期・手続きや給付金の情報については、順次、町広報紙や町ホームページでお知らせします。